出席停止期間の基準

A. 生徒本人の状況

		症状が出た日から治癒するまで。(ただしPCR検
1	発熱や咳等の症状がみら	査未受検で、症状の原因が新型コロナである可能
1	れる場合	性を排除できない場合は症状消失後48時間を経
		過するまで出席停止)
	濃厚接触者に特定された 場合	原則として、感染者の発症日(感染者が無症状の
		場合は検体採取日)か感染対策を講じた日、の遅
2		い方の日を「0日」として「5日」まで。ただし
		「2日」および「3日」に薬事承認された抗原定
		性検査キットで陰性の場合は「3日」の検査で陰
		性が確認されるまで。(ただし自主的な健康観察は
		「5日」まで続ける。)
	感染が判明した場合(有症状)	原則として、発症日を「0日」として「7日」ま
		で自宅療養し、かつ症状軽快から24時間以上経
3		過していれば「8日」から解除できる。ただし、
		「10日」までは検温やマスク着用等の感染予防
		行動の徹底が必要。
	感染が判明した場合 (無症状)	原則として、検体採取日を「0日」として「7日」
		までだが、「5日」に抗原定性検査キットで陰性が
4		確認された場合は「6日」から解除できる。ただ
		し「7日」までは検温やマスク着用等の感染予防
		行動の徹底が必要。

※なお、2022 年 3 月 25 日付の文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課からの事務連絡によれば、「学校で感染者と接触(感染者の感染可能期間(発症 2 日前~)の接触)があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行なわずに飲食を共にしたもの等は、一定期間出席停止等の措置をとること」とされています。この場合の出席停止期間は 5 日程度を目安とします。

B. 同居家族の状況

Ī	1	未診断の発熱や咳等の症	同居家族の症状が出た日からその症状が消失する
		状がみられる場合	日まで
	2	感染が判明した場合	A - 2